資料１

# ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託に関する公募型プロポーザルの実施については、この実施要領に定めるとおりとする。

１　委託業務の内容

「業務委託　特記仕様書」（資料２）のとおりとする。

２　委託期間

契約締結日から令和１０年６月３０日（金）まで

３　委託上限額

１０３，９５０千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

（令和　８年度　　３，３００千円
令和　９年度　１２，３２０千円
令和１０年度　８８，３３０千円）

４　参加資格の要件

企画提案書を提出することのできる者は、（１）～（８）までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑵　埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

⑶　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

⑷　本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

⑸　本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

⑹　法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

⑺　物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（令和６年７月１９日施行）に基づき、登録業種区分が物品の販売に係る入札に参加できる資格のＡ等級の者であること。

⑻　所在地要件が管轄内（県内に本店を有する）又は準管轄内（県外に本店を有し、県内に契約の主体となる支店営業所等を有する）であり、企業規模要件が中小企業を満たすものであること。

なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。

⑼　本プロポーザルに複数の企業が参加する場合には、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

ア　すべての構成員が前記⑴から⑹の要件を満たしていること。

イ　代表構成員が前記⑺及び⑻の要件を満たしていること。

ウ　各構成員は、他の構成員として又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

５　募集スケジュール

| | |
|---|---|
| プロポーザル公示 | 令和８年１１月１８日（水） |
| 質問受付期限 | １１月２６日（木）１２時まで |
| 質問回答期限 | １２月　２日（水） |
| プロポーザル参加申込提出期限 | ４日（金） |
| 企画提案書提出期限 | ８日（火）１７時まで |
| 第一次審査（書類審査） | １５日（火） |
| ＊応募者４者以上の場合のみ実施 | |
| プレゼンテーション審査 | １２月下旬 |
| 審査通知 | １２月下旬～１月中旬（予定） |
| 契約先候補者の決定・契約締結 | １月下旬（予定） |

６　質問事項の受付及び回答

本件について質問を次のとおり受け付ける。

⑴質問方法

様式１「ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託に関する公募型プロポーザルについての質問票」に記入の上、電子メールで提出すること。

電子メール：a3760-05@pref.saitama.lg.jp

＊埼玉県産業労働部産業拠点整備推進担当あて

⑵回答方法

質問に対する回答は、質問者に電子メールにより通知するとともに、質問を行った法人等を伏せたうえで、県ホームページにて公表する。なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

⑶受付期限等

受付期限：令和８年１１月１９日（木）～１１月２６日（木）正午まで

回答送付：令和８年１２月２日（水）午後５時までに回答

７　プロポーザル参加希望書の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、様式２「ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託に関する公募型プロポーザル参加申込書」を提出する。

⑴提出方法

令和８年１２月４日（金）午後５時までに、電子メールにより６⑴のメールアドレス宛てに提出すること。電子メールの件名は「(提出企業名)【提案書等】ＳＡＩＴAMAロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託」とすること。

８　企画提案書等の提出

⑴提出書類及び提出部数

企画提案にあたっては以下の書類を提出すること。３及び４は原本の提出とし、１、２、５、６、７については電子データでの提出を原則とする。やむを得ず紙で提出する場合には、項目ごとに以下の部数を提出すること。紙で提出した場合も、１及び２については電子データを併せて提出すること。

| NO | 提出書類 | 提出部数 |
|---|---|---|
| 1 | ○業務委託に関する企画提案書<br>＊企画提案書の作成については、「企画提案書作成要領」（資料３）を参照のこと。 | 正本　１　部 |
| 2 | 見積書<br>＊見積金額については、提案内容を実現するために必要なすべての費用を積算し、記載すること。<br>また、「ＳＡＩＴAMAロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託　特記仕様書の５業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費内訳を記載すること。 | 正本　１　部 |
| 3 | 法人の定款の写し及び履歴事項証明書（商業登記簿謄本）の原本（提出日から遡って３か月以内に取得したもの）<br>＊複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。 | 各１部 |
| 4 | 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書の原本<br>＊法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書（その３の３）を提出すること。<br>＊複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。 | 各１部 |
| 5 | プロポーザル参加資格に関する誓約書（様式３）<br>＊複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。 | １部 |
| 6 | 会社概要（会社案内、パンフレット等）<br>＊複数の企業により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。 | ８部 |
| 7 | 【複数の企業により参加する場合のみ】<br>構成員一覧表（様式４）及び委任状（様式５）<br>共同企業体協定書（様式任意） | 各１部 |

⑵提出方法等

ア　提出方法

電子データで提出するものは電子メールにより、紙で提出するものは持参又は郵送（書留）により提出すること。

イ　提出期限

令和８年１２月８日（火）午後５時（必着）

ウ　提出先

〒３３０－９３０１　さいたま市浦和区高砂３－１５－１
埼玉県産業労働部産業拠点整備推進担当
TEL　０４８－８３０－３９３５
Ｅメール　a3760-05@pref.saitama.lg.jp

エ　その他

（ア）企画提案書等の提出は、１者につき１提案に限る。

（イ）企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

（ウ）提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成１２年埼玉県条例第７７号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

（エ）企画提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

９　契約先候補者の決定方法

⑴審査方法

委託先の選定に当たっては、「ＳＡＩＴＡＭＡロボティクスセンター（仮称）における共創空間構築支援業務委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が以下の方法で提案内容を総合的に審査し、最も点数の高かった提案者を契約先候補者（以下、「候補者」という。）として選定する。

なお、最高点が同点で２者以上ある場合は、委託料金が低い者を候補者する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が１者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

⑵書類審査

応募者が４者以上の場合は、企画提案書及びその他提出書類による第一次審査を実施し、第一次審査を通過した者（３者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。提案書の提出が４者に満たないときは、全事業者をプレゼンテーション審査の対象とする。

なお、第一次審査の結果（未実施の場合含む）は、応募者全員に令和８年１２月１５日（火）までに

電子メールで通知する。

⑶プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

令和８年１２月２１日（月）～２４日（木）のいずれかの１日

埼玉県庁周辺を予定（Teams によるプレゼンテーションとする場合がある）

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等を電話又は電子メールで連絡する。

※ 原則、対面での開催を予定している。

イ プレゼンテーション等の時間

１社あたりプレゼンテーション時間は２０分以内、質疑は１０分程度とする。

ウ 出席者

１社につき３名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の統括責任予定者とする。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みも可能とする。

⑷審査項目・配点

審査項目、配点は次のとおりとする。

| 審査項目・内容 | | 配点 |
|---|---|---|
| １　基本方針 | | １０点 |
| ２　実施体制 | | |
| | 類似業務の受託実績 | ５点 |
| | 業務の実施体制 | ５点 |
| | スケジュールの実効性（プロジェクト管理） | １０点 |
| ３　企画提案内容 | | |
| | ロボット開発企業等への調査・コンサルティング | １０点 |
| | ロゴマーク・内装デザイン検討支援 | ２０点 |
| | レイアウトプラン | ２０点 |
| | 物品調達方針 | ５点 |
| | 独自提案事項 | ５点 |
| ４　見積額 | | １０点 |

⑸審査結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して令和９年１月中旬までに電子メールで通知する。

１０　契約の相手方の決定方法

県は、候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

なお、見積額については、正当な理由があると県が認める場合を除き、企画提案時からの増額は認めない。

また、候補者の辞退や協議が整わない場合及び当該候補者が業務委託契約を締結するまでの間に、４に定める条件に該当しなくなった場合は、当該候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、総合点が二番目に高かった者を新たに候補者とし、改めて協議を行う。新たな候補者が辞退等した場合は、次に総合点が高かった者を新たに候補者とし、協議を行う。

なお、契約締結までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年３月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けた場合には、契約しないことがある。

１１　審査結果の公表

審査結果については、委託候補者の名称を県のホームページで公表する。また、本業務に係る審査結果として、原則として次の事項を公表する。

・契約件名および選定方法
・参加申請した全事業者名（ただし、委託候補者以外は仮称）
・審査基準に係る審査項目
・全事業者の得点又は委託候補者の選定順位に係る評価数値
・その他県が必要と見つめる事項

１２　その他

⑴ 公募型プロポーザルの停止、中止及び取消し

緊急、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、公募型プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において公募型プロポーザルに要した費用を埼玉県に請求することはできない。

⑵ その他

ア 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の 100 分の１以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第２項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 提出書類等の虚偽や選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合は、失格とする。

ウ 本プロポーザルに係る一連の手続及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

１３　問い合わせ先

埼玉県産業労働部　産業拠点整備推進担当
担当者　　田中、岡田
TEL　　０４８－８３０－３９３５
Ｅメール　a3760-05@pref.saitama.lg.jp